

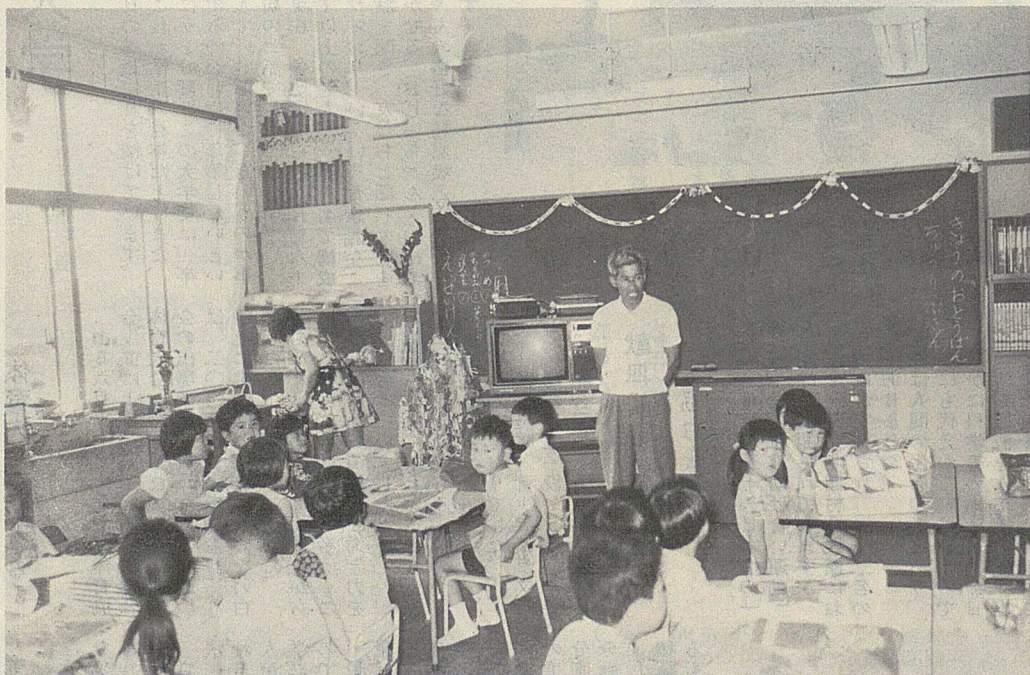
きたら

村の人口と世帯

昭和48年6月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,344	減 1
人口	11,099	減 2
男	5,426	増 5
女	5,673	減 7

昭和48年7月25日発行 №154号 ◆発行と編集 茨城県行方郡役浦村役場 ☎02915-42,49,79



村立小貫幼稚園開園

教育の充実という村政の一本の柱のもとに、北浦村に初の村立幼稚園として、村立小貫幼稚園が設置され、四月一日に開園されました。

先生二人、園児二十五人のこの幼稚園は、小貫小学校の校舎の一部を使用して、保育が行なわれています。

ワンパク坊主のチビッコたちは、やさしいおねえさんの指導のもとに、毎日、楽しい幼稚園生活を送っています。

写真は、明日から入る夏休みの過ごし方について、園長先生からお話をうけているところです。



ページ
2
3
5
6

今月の紙面

老人福祉大学

議会一般質問

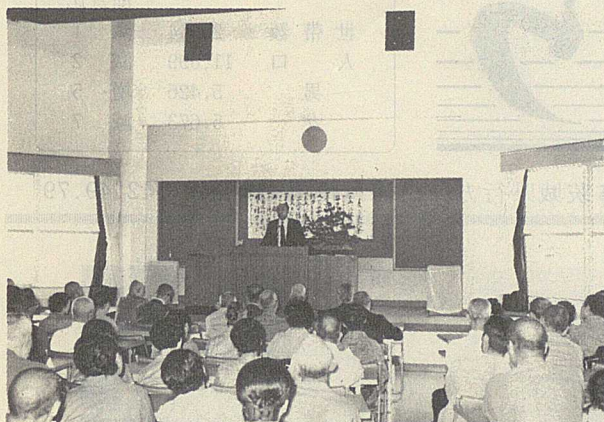
税の軽減について

楽しい学校です

老人福祉大学

老人福祉大学、なんとなくいかめしいイメージをうけるこのことばとはうらはらに、毎月一回、社会一般についての教養や健康問題の講義、そして慰問など、各方面にわたってお互いの親睦と教養を高め、長生きしようと運営されているのがこの機関です。

家にとじこもっているのは、子どもさんとテレビあいての、おじいちゃん・おばあちゃんも、この開講される日がとても待ちどおしく、ほとんど欠席者もなく、一心にその日の講義に耳を傾けています。これが学生の見本だと、また、とにかく好評なこの大学では、卒業するのがいやで落第したいという人までいっぱい、というのが事務局のお話でした。



▲熱心に講義を受けています。

第三回北浦村総合

体育大会開かれる

去る六月十七日、北浦村体育協会主催による、第三回北浦村総合体育大会が開催されました。郡大会の出場選手も兼ねたこの大会には、二〇〇名をこす参加者があり、陸上に排球にと、今までにない白熱したゲーム展開をしました。

ふだんは、同じ村に住みながら一堂に会うことは少ない若者は、この日とばかり日頃鍛えた力と力をぶつけ合っていました。

今後、これと終わることなく、常にスポーツに親しみ、体力づくりに努めましょう。

成績は次のとおりでした。

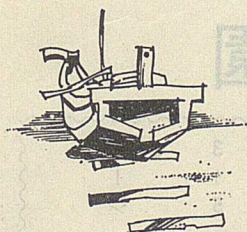
総合優勝 青少年クラブ
総合二位 役 場
総合三位 青年 団

献血に

協力を

七月一日から三十一日までの一か月間「愛の血液助け合い運動」が全国的に展開されていますが、六月二十三日、北浦村公民館において献血が実施され、一三名の協力がありました。

血液は人間の生命の源であり、何ものにも代えがたい尊いものです。いかに科学等の進歩した今日においても血液を人工的に作り出すことはできません。したがって輸血に必要な血液は、どうしても健康な人の供血に待たなければなら



らないわけですね。立場をかえて考えてみると、現在健康であるわれわれであっても、今後輸血を必要とする災厄にあわないという保障はなく、むしろ現在の生活環境からすれば、輸血を必要とするような災厄がいつわわれわれの身の上になりかねないという不安からいって、輸血に協力してこそ、近代医学に支えられた社会生活が営めるのです。

最近の献血による保存血液製造量は、以前に少し飛躍的な増加を示しておりますが、保存血液は、有効期間がごく短い(二十一日間)などのことから、必要な血液を常時確保し供給するには、なかなか困難な面があります。とくに医学の進歩とともに新鮮血液や、血漿分画製剤(人の血液を成分ごとに分離、精製したもの)の需要が増加していることも加えて、さらに積極的な献血への協力を要請するものです。

土俵造り

土俵完成

今まで思うような練習ができなかった相撲ですが、北浦村公民館の西側に、りっぱな土俵がつくられました。

第二十二回全国青年大会での郡代表に、北浦村が選抜され、五名の選手出場が決定されています。九月八日には、その茨城県予選会が行なわれる予定です。昨年の結果などから見て好成績が期待されています。

この土俵は、だれでも、いつでも使用することができ、そののさいには、公民館の社会体育係まで、一言、申し出てくださいます。

北浦 二九三番

村議会第二回定例会

一般質問に見る村政の二コマ

六月十八日より、八日間の日程で開催された北浦村議会第二回定例会は、昭和四十八年度一般会計補正予算のほか、土地改良事業の施行などを含む、六つの議案を原案どおり可決成立させました。

ここに、日次八日目にこなれた、一般質問の要旨を収録しました。

非常用サイレン

の設置について

伊勢山一郎議員

消防用の火の見鉄塔などにつきましては、村当局より取上げられ設置されているところですが、サイレンについては、村で設置したのは一個所だけで、他は非常用として認められないわけであり、これらのサイレンは、費用として、一基五十六万四千四百円のものでありまして、これを村当局で設置して、非常用として認めていただけるよう、また、これに対する予算措置をお願いしたいというところについての、明確な答弁をお願いいたします。

村長 サイレンのことにつきましては、火の見やぐらは十五箇所ありまして、そのうち、両宿のもの

本年度の財政見通しについて

本沢久夫議員

本年度の起債及び地方交付税の見通しはどうか、とくに起債については、村の見込み通りに許可されるものであるかどうか、うかがいます。

総務課長 本年度の村の起債予定額は、当初予算にもうしあげたように、総額で六千九百三十万円であります。

これらの起債につきましては、まだ実施設計のできていない事業もございまして、補助金や起債も算定の基礎となる国の基準単価も決定しておりませんので、これらの事業に対する起債については、なお、多少の流動性があるかと思われ、また、補助金のついていない事業については、申請し次第、確実に確保できるものと考えております。現在の段階で決定している起債

は、国民栄剣道場が九百六十万円、道路債が四千九百九十万円であります。このうち道路債については、振興計画により実施するわけですが、金屑線が国補事業に該当したため起債事業は繰り上げて実施される見通しであります。

それから、小貫小の屋体が見通しのところ四百七十万円であります。これについての基準単価が決まっていなくて、これについての起債は、流動的なものであります。このほか、新築第二期工事分が九百九十万円ということで、実質的には、七千二百三十万円のことにあります。今回までの予算では、六千九百三十万円であります。

なお、起債については、基準単価による事業費から、補助金を差し引いた残額の、事業により多少異なりますが、約七十割が認められております。

地方交付税については、未だ算定の段階に入っておりませんけれども、国の伸びは、今年度十六・六割であります。が、本村におきましては、十六・九割ということですので伸び率をみておりますが、そのほか、広域市町村圏のかさ上げが見込まれますので、約一千万円ぐらゐのゆるみではなかろうかと考えます。

村振興計画による道路改良事業について

本沢久夫議員

村振興三ヶ年計画による道路改良工事については、計画どおり実施しているかどうか、なお、現

村立幼稚園の設置について

塙 勝雄議員

村立幼稚園の設置についてであります。村長の説明だと一個所に設置するということですが、経費的に、あるいはその他の面においてどのくらい差があるのか、おたずねいたします。

また、新城地区の場合は、教育厚生委員会及び議会の議決を経て小学校に併設することになっているが、これをどうするのか、うかがいます。

村長 幼稚園の問題につきましては、先ほどの協議会の際に提案いたしましたして、将来村立幼稚園を一個所に設置するということで、おおかたの賛成を得たわけであります。

ます。
しかし、そういうことが無意味だから、今まで通り三育幼稚園を利用して、おき、五十年の二月を機会にして、やつてほしいという要望であれば、それも結構であるとして臨時決しそういう方針ということでは、異議がないと思います。

農振地域と官有地の

払い下げについて

齋藤司乃夫議員

じき出しておりません。ただ、この前の協議会の際にも説明いたしましたように、かりに五人の園児のところへも、先生は二人配置しなければならぬ。これは、幼稚園の先生の給与についてだけではありませんが、設備においても同じことがいえますので、その点では、費用は節約できると思います。

したがって、どのように経費の面で、あるいは教育の面で、プラスのあるいはマイナスの面があるか、ということ十分に検討いたしまして、昭和五十年頃に三育幼稚園との契約が切れるので、それを機会に実施すべきであろうという観点のもとに、この前の協議会におはかりいたしましたものであります。

新城小学校に幼稚園を併設する

農業振興地域の指定に関連して内宿に、道路そいに官有地がありまして、それをこれまで近住の人が水を利用していたわけですが、これが、現在では用をたさなくなりました。ごみ捨て場になってしまった、というような状態について、農業振興法にもとづく集団で、その部落が、それを水池としてほしいというような申請が出た場合、それについて補助がいただけるかどうかについて、うかがいます。

産業課長 官有地の払い下げについてのご質問と思いますが、土地改良にもとづく公共事業であれば、その払い下げはできると思います。これらの払い下げの場合の補助ということとは、聞いておりません。

内田泰山議員
新城小学校校舎防音改築内装工事の完了に伴う、工事期限の遅れを指摘するものであります。まゝもって、おことわりしておきますが、ただいまお手もとに配布されております「広報きたうら」五月二十五日発行のトップ記事で大きな写真入りで村内に広く報道してその成果を祝い、着々と進む教育施設整備の実を上げるのに、鳴り物入りならずとも喜ぶのは、私だけではないと思います。まして、新城小第二期工事のほか、小貫小屋内運動場や、要小防音改築事業などが予定されている将来に、蔭を落すがごとき意図で質問していいものではないということをおふくみくださるよう、お願いいたします。

さて、この内装工事は、昭和四十八年二月二十八日までを工期とする契約期限に対し、工事が終わり村当局が建物の受渡しを受けたのが、四月二十日であります。この間の工事期限の遅れ日数五十一日間というものを見落すわけにはまいりません。

すでに、当該工事代金の支払いは、昭和四十七年度出納閉鎖をみた五月三十日以前の、しかも、三月定例議会開催以後に前年度会計で決済されております。このことは、執行者としての村長の当然の行為といわなければなりません。

というところで、請願が議会で採択されているが、これはどうするか、ということですが、これは、幼稚園をあくまで固定的でなく、便宜的に昭和五十年二月を目途にして併設するということは、さしつかえないという考え方をもちており

新城小防音工事の遅

れに対する措置につ

い
て

期の遅れを認めないまま、この事実に手をこまねいて遅延利息の徴収をしておりません。さらに重大なことは、この契約変更による議会の議決ないしは、専決処分の報告すら、いまだにしていないこと

は、全くの議會軽視であり、議會は、民主主義の原則に敵對する暴挙であると思います。

以上のように、新城小防音改築工事の工期の遅れに對する当局の措置は、二つの点で脱法行為であり、具体的には村財務規則第九十六條違反ならびに地方自治法第八十條違反は明らかであります。

以上の二点の中で、遂次、村当局の答弁をお願いいたします。

まず第一点、明らかに契約工期の遅れが確認されている現状のもとで工事期限の延長は、契約の変更であるといはなければなりません。これが、未だに契約變更に伴う議決も経ておりませんし、専決処分の報告事項としても提案されておられません。

具体的にみてみると、工事完了届を業者から受けて、上級機關の指導を伴った完了検査が、四月二十日になされてゐるわけでありますから、一旦議決した事件がその明白で後變更を生じたとみるのは明白であり、この場合には、まず最低にしても長の専決処分に伴う同意報告がなされてしかるべきであると思ひます。しかし、これはやっていると、それに、遅延利息の徴収についての問題であります。これについては、三月一日以降四月二十日の五十一日間という工事の遅延期間があるわけですが、村当局がとつてある延期願の工事期限は三月二十三日以降四月六日までという非常に間を置いて延期願は、だれが考えてもおかしいものであるにしても、一応延期願を受けているという事実については、契約の変更であるということには間違いない。それが認められてゐるにもかかわ

らず、議会に對しては、未だに専決処分の報告すらされてないこの点についての考え方を提示していたのだかと思ひます。

村長 たしかに、考えようによつては、そのように言ひうるかも知れませんが、私としては誠心誠意やつたわけでありませう。いろいろな面で、不備な点がございましたならば、どんどん指摘いたさしまして、再びそのようなことのないよう、努力してまいりたいと思ひます。

ことに、新城小の第二期工事、小貫小の屋体、なお、要小の防音工事等引き続いておりますので、私にとつては、容易ならざる指摘を受けたわけですが、しかし、すんだことには、いろいろな実情もあります。工事が進まなかつたために、そういう結果が生れたたわけでありまして、工事施行者の話を聞きますと、やむを得ない事情もありますので、期限内にできなかったことを認めたわけでありまして、これは防衛庁の方へも連絡いたしまして、認めていただいたわけでありませう。

なお、期限のことにつきましては、そういうことでございまして、工期が伸びたことによつて、費用を業者に負担させよということであるかもしれませんが、この問題につきましては、もちろん、村の条例等にも明記されております。しかし、この問題につきましては、私も最後の検査にまいりましたいろいろな工事のすんだ後で、これはこういうふうにしてほしい、こうあるべきが本当ではないか、しかし、それは設計にないことであるが、工期が遅れたのだから、こ

5

の手すりや屋上の柵はあなたの方で犠牲的にやっつけてほしいというような注文にこたえてくれたわけでありまして、あらためて違約のため責任を持たせるよりは、お互いにこういうことがよいだろうという程度で事を運んだわけでございまして、それは業者にとつては一つの懲罰のようなものでありまして、これは決してよいことではありませんけれども、私としてはそういうわけで、精いっぱいやっているつもりである、今後間違えたことがあれば、ご指摘いただきまして、よりよい方向にもって行きたい、と考えております。

内田泰山議員

たいたいまの答弁を聞きますと、前回もそうでしたが、「やましいことはない」。あるいは、「私は誠心誠意やっている」と、さらにすてにすんだことだというふうに話を進めているようですが、私が指摘しているのは、執行の結果の脱法的な措置について指摘しているのであります。当然、昨年十二月七日の議案第三十六号で議決している案件の執行の結果について、契約の変更が伴えば、当然、これに対する議決が必要である、さらに、かりに一步譲つたとしても、長の専決処分報告があつてしかるべきである、という点なのであります。したがつて、内容的に私たちが言及するのではなくて仕事をしたならば、その後のけじめを明確にすべきである、ということを申しているのでありまして、少なくとも、執行の内容というものは、当然、後で見られても、その内容がだれにでも了解できるといふふうに、されていなければなら

道路敷買収について

出久根 静議員

村道改修のあり方について、本村では、村振興三ヶ年計画ならびに成田田園都市事業等により、道路行政が着実にその進行をみていることは、私がいうまでもありません。執行者としての村の懸命な努力に對し、正しく評価しなければなりません。そして、我々議会議員としても、その成果を喜ぶ次第でございます。

ところで、成田田園都市建設事業中、成田浦前線延長五五〇メートルの改修が完成されていますが、ここで調査測量のあり方について問題にしなければならぬ点がございます。それというのは、実際にあり得ない用地関係者の所有地買収ということを認め、過剰なる買収費を支払っているということであります。それは、実際の面積は約三・三平方メートルの面積であり

改良に伴う用地買収のことではありますが、この田園都市建設事業で進めている道路は、一般的にいうって、村主幹道路的なものではなく、当分の間、村が直接工事を進められないようなところで、生活に関係が深い道路ということで、取り上げているわけではありますが、そういった関係で、調査企画室の方でいろいろと計画は進めているわけですが、村道でございますので、建設課の方に測量や工事の実施、現場監督等、一切お願いしております。

用地費等につきましても、建設課の測量にもとづきまして、田園都市建設事業の方で代金を支払っているわけであります。前に、出久根議員さんから、そうしたお話をうかがいましたので、建設課の方で再度計算のしなおしをしていたのですが、図面の上での計算では間違いがないということであります。

三・三平方メートルしかからない

鹿島灘海岸

車輦

鹿島灘一帯は、自然環境に恵まれた白砂、青松など、風光明媚な観光地です。近年夏になると、車を利用する海水浴客が近県から集まり、かなり混雑を生ずるばかりでなく、砂浜（波打ちわ）を乗用車や二輪車（バイク）が疾走し、交通事故をおこしています。そこで海水浴客の安全を確保するためこれらの車輦の乗り入れを、全面的に禁止するものです。

なお、一部許可されている、砂

努力してまいりたいと思いますので、今後の事業遂行に特段のご協力をお願いいたします。

通行人禁止

採取企業の方も、海水浴の期間だけでなく、車輻を乗り入れないようにご協力ください。



災害を受けたときの

税の軽減について

台風シーズンがやってきます。被害を受けたときは、税の救済措置がありますので、その手続きをとってください。火災や地震の場合にも適用されます。

サラリーマンが災害を受けたとき

○住宅や家財の価額の二分の一以上の損害を受け、しかも年間見積所得が二〇〇万円以下のときは一定条件のもとに、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

○損害額が年間（見積）所得の、

一〇％をこえるため、所得税の雑損控除が受けられると見込まれるときは、雑損失の金額の範囲内で所得税額について徴収猶予が受けられます。

予定納税額の減額申請

○七月一日以後に災害を受け、損害額が住宅や家財の価額の二分の一以上で、年間所得が二〇〇万円以下のときは、予定納税額の金額から二五％までの範囲で納付の免除、軽減が受けられます。

地域各種団体の必要経費は

簡易保険の団体払込を

地域や職場で十五人以上のグループをつくり代表者をきめて、保険料をまとめて払込む「団体払込み」

毎月の団体割引き額を積み立てておかれ、例えば、つぎのような楽しいレジャーや、共同福祉と利益のために役立ててください。

■町内会では、町内会運営経費、活動資金など、

■職場では、忘年会、慰安旅行などの経費の一部に、

◆団体貸付けもつけられます。

北浦郵便局保険係
☎ 北浦 一 番

町内会など地域のみならず、工場・官公署など職場のみならず、お得で便利な保険料の掛け方があります。この団体払込をご利用いただきますと、毎月保険料の七分が割引きされ、さらに、この団体保険料を三か月前納しますと八分六か月前納しますと一割引きになり、掛金はぐんと安くなります。各種団体の経費に活用できます。

割引き額で楽しいプランを！

○十月三十一日までに災害を受け、その年の所得税額が予定納税額よりも少なくなると見込まれるときに、申請することができま

※以上、いずれの場合も、税務署に申請する必要があります。

期限の延長

○災害のため国税の申告、申請納付などが期限までにできないときは申請によって、二カ月以内の期限延長をすることができま

○広い地域にわたって災害が生じたときは、申請によらないで国税庁長官が、延長される期限などを指定します。

性犯罪防止のために

例年のことながら、各種犯罪の多発する夏は、性犯罪の激増するという女性にとっては「危険な季節」です。

これらの被害をうけないために、次のようなことに注意しましょう。

- 夜の一人歩きはしない。
- 服装は刺激的なものをさける。
- 甘いさそいにはまらない。
- 就寝前の戸締りは完全に。
- 油断をしない。

夏の防犯運動

七月二十一～八月二十日

おかあさんへ

ひとこと

こどもさんの

健康について

夏休みになったらと、この長い夏休みにはいる前に、いろいろ計画を立てていた子どもさんも、暑さと休みの気楽さから、毎日ごろごろと送っていないでしょうか。不規則な暮らしのクセを放っておくと、それが身についてしまつて、なかなか直しにくいものです。

どうせ休みなのだからと、ついおとなといつしに夜ふかしや朝寝坊では子どもさんの健康は保てません。学校の夏休みは、まず、からだをきたえることにあります。からだをきたえるというとすぐ、水泳だの、山登りといったスポーツをすることのように思われがちですが、毎日のくらしの上で、規則的に生活することが土台になります。

それにはまず、起床や就寝の時間をきちんと守らせるようにしたいものです。それに乱れがちなのが食事の時間です。おなかがすいていないのに、子どもさんは考

えるでしょう。お食事は無理に食べさせようとすればかえって食べなくなるお子さんもいますが、それを放っておくと、おなかがすけば、いつでも時間もかまわず食べ

たがるといった悪いクセがつくわけです。

子どもさんの理くつかいえば、

たしかにそのほうが合理的といえましよう。なにも一日三度食事をとらなければいけないという法律

があるわけではないし、食べたくないのに食べろなどという権利はだれも持っていない。しかし、それがくらしの上での家庭のきまりなのです。一日のうちで寝たり起きたり食事することに、きまりをつけなければ生活のリズムがく

人事異動

七月一日付

◎新採

よろしくお願いします。

税務課 主事 内田 義一

◎異動

税務課 徴収係長 本 沢 征四郎

住民課 年金係長 (住民課年金係長) 小 沢 健一

建設課 主事 浜 内 正 充

産業課 主事 (税 務 課) 山 崎 勝 広

保健衛生課 (建設課) 保 健 衛 生 課 主 事 博 久

調査企画室 (調査企画室) 一 条 善 恵

退 職 (保健衛生課) ぐくろうさまでした。

富 田 幸 男

(産業課)